

# 地下水揚水規制手続きの見直しについて

## 大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱の制定

大田区では、揚水施設(井戸)設置等に係る手続き等の見直しを行い「大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱」(平成31年1月16日環対第10613号。以下「要綱」という。)を制定しました。

### ◆要綱の施行日

平成31年4月1日施行。

### ◆要綱制定の趣旨

大田区では「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」(平成11年条例第106号。)第2条(特別区が処理する事務の範囲等)の表24の項イからハまでの規定に基づき、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)で規定された地下水の揚水規制の対象となる揚水施設(動力を用いて地下水を揚水するための施設)の設置等に係る各種届出等の事務処理等の手続きを行ってきました。条例の規定では、設置者ごとに異なる手続きが規定(表1参照)されています。その為、複雑で統一的な手続きが行えず公平性に欠ける状況でした。それらの問題点を整理し、公平性を保ち区民の皆様が解りやすい適切な手続きが可能となるように、要綱を制定しました。

### ◆条例と要綱の比較

(表 1)

	環境確保条例			要綱
	工場	指定作業場	何人	
揚水施設の設置	第81条第1項 (認可申請)	第89条 (届出)	第134条第4項 (届出)	第3条第1項 (設置届)
揚水施設の変更 (揚水機の入れ替え等)	第82条第1項 (変更認可申請)	第90条 (変更の届出)	第134条第5項 (変更の届出)	第3条第1項 (変更設置届)
揚水施設の完成届	第84条第1項 (完成届)	なし	なし	第4条 (完成届)
立入検査	第84条第2項 (検査後認定)	なし	なし	第7条 (施工中・完成後 その他随時実施)
揚水施設の廃止	第81条第1項 (認可申請)	第93条(準用規定) (廃止届)	なし	第5条第2項 (廃止届)
揚水施設の承継	第87条 (承継届)	第93条(準用規定) (承継届)	なし	第6条第2項 (承継届)
氏名等の変更	第87条 (変更届)	第93条(準用規定) (変更届)	なし	第5条第1項 (氏名変更届)
揚水量の報告	第97条 (揚水量の測定・報告)	第97条 (揚水量の測定・報告)	第135条 (揚水量の測定・報告)	第8条 (揚水量の測定・報告)

## ◆構造基準等

【別表第2】（第3条関係）構造基準等（対象地域：大田区全域）

（表 2）

対象となる揚水施設	地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を揚水する全ての揚水施設（一戸建ての住宅において家事の用のみに供する出力が300ワット以下のものを除く。）		
吐出口の断面積 （複数ある場合は、吐出口の断面積の合計）	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量の上限
6平方センチメートル以下 （1本の場合、直径2.76センチメートル以下。規格品25A「通称インチ管」は可とする。）	制限なし	2.2キロワット以下	1日当たりの揚水量が、最大20立方メートル以下かつ、月平均10立方メートル以下（1月が30日の場合、その月の総計は300立方メートル以下となる。）
6平方センチメートル超え 21平方センチメートル以下	400メートル以深とすること。	制限なし	制限なし
21平方センチメートルを超えるもの	設置禁止		
<p>備考</p> <p>大深度井戸の掘削に際しては、次の各号に掲げる事項に注意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ストレーナー上部で遮水措置を行い、浅層部の地下水を引きこむことを防止すること。</li> <li>2 温泉が湧出する可能性がある場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく掘削許可等の手続きをおこなう。</li> <li>3 可燃性天然ガスが噴出する可能性がある場合、安全対策を行う。</li> <li>4 掘削後、使用しなくなった場合は、地下水汚染を招かないように適切な措置（埋戻し等）をする。</li> </ol>			

## ◆注意事項

1. 揚水施設（井戸）の廃止をする場合、廃止後の地下水汚染及び可燃性天然ガスの発生を招かないように措置をして下さい。
2. 浴室床面積の合計が150平方メートル超える公衆浴場で揚水施設を有するものは、条例第2条第8号（別表第2第29号）に掲げる指定作業場となります。当該揚水施設で揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える揚水施設は、ビル用水法に基づく許可（東京都）取得が必要となります。
3. 条例第76条第3項及び第134条第3項に掲げる揚水施設は、法律に定める許可を取得後に設置届を提出して下さい。また、同項第6号に掲げる「非常災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設」については、非常用発電機を備え、非常時又は災害時に近隣住民へ無償で揚水した地下水を提供できる揚水施設をいいます。上記要件を満たすものは、要綱第3条第2項（表2参照。）に規定する構造基準等は適用しません。

※ 詳細については、大田区のホームページで確認できます。

アドレス（URL）

<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kankyou/mizu/index.html>

### ◆お問合せ先

大田区 資源環境部環境政策課 環境政策担当 電話 03-5744-1369